令和６年度
水質検査計画書

藤崎町上下水道課

水質検査計画とは

　私たちが毎日飲む水道水は、「安全でおいしい水」でなければなりません。
このため、水質検査は水道水の水質基準適合状況を確認・把握し、安全であることを保証するために不可欠であり、水源から給水栓までの水質管理を行う上で重要なものです。
　また、水道水の安全性・安心性を確保し、信頼される水道水を供給するために水質検査計画では、水質検査の適正さや正確さを得るため、水道水源の種類や地域性などを踏まえ、採水場所、検査項目及び検査頻度などを定めたもので、毎年度作成し公表することとしています。

目次

1．水質検査の基本方針 …… 1

2．水道事業の概要 …… 1

(1)　給水状況 …… 1

(2)　浄水施設概要 …… 1

3．浄水の水質状況 …… 1

4．水質検査項目及び検査頻度、採水地点等 …… 2

(1)　水質基準項目 …… 2

(2)　毎日検査項目 …… 3

(3)　採水地点 …… 3

(4)　検査頻度及びその理由 …… 3

5．臨時の水質検査に関する事項 …… 3

6．水質検査の方法等(委託検査/自己検査) …… 4

7．水質検査計画及び検査結果の公表 …… 4

8．水質検査の精度と信頼性確保 …… 4

9．関係機関との連携 …… 5

1. 水質検査の基本方針

（1） 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）に加え、各浄水場とします。

（2） 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とし、必要に応じて水質管理目標設定項目、水源の状況を把握する為の項目を行うこととします。また、水質の基準値については水道法の規定によることとします。

（3） 検査頻度は、過去の検査結果に基づき、項目に応じてその頻度を設定し検査を行うこととします。

・給水栓では、水道法に基づき、色・濁り・消毒の残留効果(残留塩素)の検査(水道法施行規則第 15 条 第１項の第一号)を１日１回行うことで確認します。(毎日検査)

・一般細菌、有機物、味、臭気及び濁度等の９項目検査(水道法施行規則第 15 条 第１項の第二号)については月１回行います。

・給水栓の水が常に安定しており水質基準を十分に満たしていることから過去の検査結果により年１回以上あるいは３年に１回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目については、年１回実施します。

（4） この計画の期間は、令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までとし、計画の内容は毎年検討し見直すこととします。

2. 水道事業の概要

（1） 給水状況

区　　分	内　　容
給水区域	町全域
給水人口（令和４年度末）	１４，１８９人
普及率（令和４年度末）	９９．７％
給水件数（令和４年度末）	６，１５２件
計画一日最大給水量	６，６３０m³
一日最大給水量（令和４年度末）	４，６０７m³
一日平均給水量（令和４年度末）	４，０７６m³

（2） 浄水施設概要

浄水場名（配水場）	西豊田浄水場	常盤浄水場
所在地	藤崎町大字藤崎字西豊田 55 の 3	藤崎町大字常盤字五宮本 27 の 1
水源の種類	ダム水（浄水受水）	
配水能力（m³/日）	4,650	3,000
浄水処理方法	浄水受水後滅菌器（次亜塩素酸ﾅﾄﾘｳﾑ）使用	

3. 浄水の水質状況

浄水場名（配水場）		西豊田浄水場	常盤浄水場
汚染物質原因	自然由来による	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ、2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	
	PAC 使用による	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	

4. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点等

（1） 水質基準項目

No.	検　査　項　目	基準値 (mg/l)	基本頻度 (回/年)	計画頻度 (回/年) 西豊田・常盤	計画頻度 (回/年)※ 富柳・下俵舛
基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	12	12
基 2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	4 ※	－	1
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	4 ※	－	1
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	4 ※	－	1
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	4 ※	－	1
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	4 ※	－	1
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/l 以下	4 ※	－	1
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	4 ※	－	1
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	4	－	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	4 ※	－	1
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	4 ※	－	1
基 13	ホウ素及びその化合物	1mg/l 以下	4 ※	－	1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	4 ※	－	1
基 15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l 以下	4 ※	－	1
基 16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l 以下	4 ※	－	1
基 17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/l 以下	4 ※	－	1
基 18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/l 以下	4 ※	－	1
基 19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/l 以下	4 ※	－	1
基 20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	4 ※	－	1
基 21	塩素酸	0.6mg/l 以下	4	－	4
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	4	－	4
基 23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	4	－	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	4	－	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	4	－	4
基 26	臭素酸	0.01mg/l 以下	4	－	4
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	4	－	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	4	－	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	4	－	4
基 30	ブロモホルム	0.09mg/l 以下	4	－	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	4	－	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1mg/l 以下	4 ※	－	1
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	4 ※	－	1
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	4 ※	－	1
基 35	銅及びその化合物	1mg/l 以下	4 ※	－	1
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	4 ※	－	1
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	4 ※	－	1
基 38	塩化物イオン	200mg/l 以下	12	12	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	4 ※	－	1
基 40	蒸発残留物	500mg/l 以下	4 ※	－	1
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	4 ※	－	1
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	発生時	－	3
基 43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	0.00001mg/l 以下	1 回/月	－	3
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	4 ※	－	1
基 45	フェノール類	0.005mg/l 以下	4 ※	－	1
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	12	12	12
基 47	pH 値	5.8～8.6	12	12	12
基 48	味	異常でないこと	12	12	12
基 49	臭気	異常でないこと	12	12	12
基 50	色度	5 度以下	12	12	12
基 51	濁度	2 度以下	12	12	12

※ 原水等の変動による汚染の恐れがない場合、過去 3 年間における水質検査結果により下記の通り検査頻度を減らすことができます。（水道法施行規則）

・基準値の 1/10 以下の場合 …概ね 3 年に 1 回以上
・基準値の 2/10 以下の場合 …概ね 1 年に 1 回以上
・基準値の 1/ 2 以下の場合 …概ね 1 年に 4 回以上

（2） 毎日検査項目

No.	検　査　項　目	基準値 (mg/l)
1	色	異常でない
2	濁り	異常でない
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l 以上

（3） 採水地点

配水系統	採水地点
藤崎町上水道（藤崎地区）	西豊田浄水場 ・ 下俵舛、柏木堰
藤崎町上水道（常盤地区）	常盤浄水場 ・ 富柳、福舘

（4） 検査頻度及びその理由

①毎日の検査

法令に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果(残留塩素)の検査は 1 日 1 回行い確認します。

②水質基準項目検査

A) 水道法に基づく水質基準項目（9 項目）の検査を月 1 回行います。

B) 水道法に基づく水質基準項目（51 項目）の検査を年 1 回行います。

C) 年 4 回の基本検査頻度である水質基準項目（省略不可 21 項目）については、51 項目実施月の 1 回に加えて年 3 回 実施し、基本検査頻度の年 4 回とします。

D) ｼﾞｪｵｽﾐﾝ及び 2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙのカビ臭物質 2 項目については、平成 24 年度の異臭味問題を受けて、水質基準項目実施月(7月)と藻類が発生しやすい夏季(8 月、9 月)に検査を実施します。

E) 西豊田浄水場及び常盤浄水場においては、性状確認の為、毎月 9 項目(P.2 水質基準項目の表No. 基 1、2、38、46～51)の検査を実施します。

5. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

(1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき

(2) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき

(3) 水源に異常があったとき

(4) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

(5) 浄水過程に異常があったとき

(6) 水道施設の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

(7) その他、特に必要があると認められるとき

水質検査項目は基本的に水質基準 51 項目としますが、状況に応じて項目を決定します。

6. 水質検査の方法等（委託検査/自己検査）

水質基準項目及び水質事故等の臨時の検査については、水道法第20条の登録機関に委託し、毎日検査の3項目については1日1回の自己検査とし、藤崎町上下水道課にて実施します。

委託検査については、委託先の検査機関における以下の事項を明確にし、検査の実施状況の確認を行います。

・検査項目及び頻度　・試料の採取、運搬方法　・臨時検査の取り扱い

検査方法については「水質基準に関する省令の規定に基づき国が定める方法」及び「水道法施行規則第17条第二項の規定に基づき国が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」により行います。

7. 水質検査計画及び結果の公表

安全でおいしい水を提供する為に、藤崎町では水質検査計画に基づき検査を行い、その検査結果を適切に評価します。需要者から頂いたご意見を取り入れながら水質検査計画の見直しを行い、また次年度以降の水質検査計画へも反映させるとともに、より安全で安心のできる水道を目指します。

なお、水質検査の結果は当課のホームページで公表します。

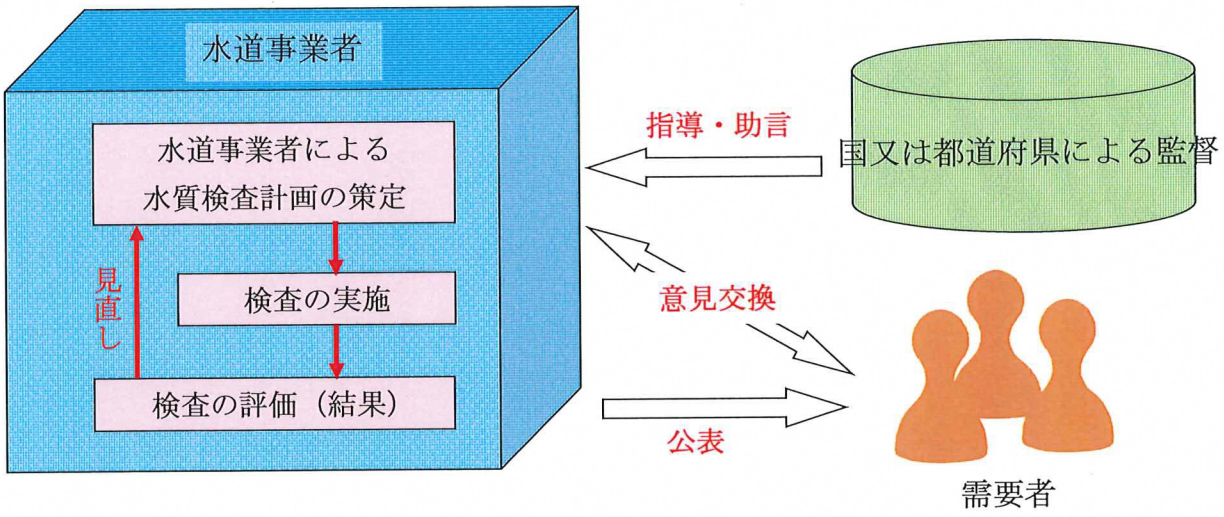

8. 水質検査の精度と信頼性確保

水道水の安全性・安心性を確保するため、水質検査における精度と信頼性の保証は極めて重要です。

委託する検査機関は、公正な第三者機関による外部精度管理及び内部精度管理が実施され、試験者の技術レベルのチェックを行うことで精度の確保に努めています。

藤崎町では委託検査が実施される検査機関における水質検査の測定の精度・信頼性を確保するため、必要に応じて、検査機関での精度管理の実施状況及び環境省等による外部精度管理に係る資料、水質検査の結果の根拠となる資料、並びに水質検査の業務確認（試料の採取及び運搬方法）に関する資料等の提示を求めるなど、水質検査機関への委託状況の管理を実施しています。

9. 関係機関との連帯

水質汚染事故や、水道水が原因で水質事故が発生した場合には、県水道担当課や津軽広域水道企業団と情報交換を図りながら原因調査を行い、処理対策を講じます。

水質検査委託機関と連携をとり、迅速で的確な緊急検査(休日・夜間を含む)を 24 時間体制で実施します。

水質検査計画について疑問な点やご意見がありましたら、下記までご連絡ください。

〒038－3802
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字西豊田 55－3
藤崎町上下水道課工務施設係

TEL ： 0172－75－6025
FAX ： 0172－75－6028

e-mail suido@town.fujisaki.lg.jp